

# 大垣市文教協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、大垣市文教協会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を大垣市教育委員会事務局に置く。

### (目的)

第3条 本会は、本市の教育尊重の伝統に鑑み、いよいよその風尚を作興し、本市の教育の振興及び充実を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 学校教育、幼児教育及び保育の振興に関する事項

##### ① 会員の資質向上を図る事項

- ・各種研究会の開催
- ・教育に関する視察調査
- ・講演、講習会及び研究発表
- ・教育学芸の研究に対する助成

##### ② 学校運営の改善に関する事項

##### ③ 施設及び設備の充実にに関する事項

#### (2) 社会教育及び家庭教育の振興に関する事項

#### (3) 教育の社会的な推進に関する事項

##### ① 教育施設に対する世論の喚起

##### ② 教育に関する諸団体との提携

#### (4) 機関紙発行に関する事項

#### (5) 教育資料の収集に関する事項

#### (6) 郷土文化の研究調査に関する事項

#### (7) 郷土出身の偉人顕彰に関する事項

#### (8) 教育功績者の表彰に関する事項

#### (9) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

(1) 普通会員 大垣市内の学校教育、幼児教育及び保育関係の職員であつて会費を納入する者

(2) 賛助会員 大垣市内のPTA会員、大垣市及び大垣市教育委員会事務局の職員の中

で、本会の趣旨に賛成し、経費の一部を負担する者

(3) 特別会員 本会の趣旨に賛成し、経費の一部を負担する者

(4) 名誉会員 次のいずれかに該当し、会長の推薦した者

① 学識名望のある者

② 大垣市の教育に功績のある者

③ 本会に功労のある者

(入会又は退会)

第6条 本会の入会又は退会は、その旨を本会に届け出るものとする。

### 第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第7条 本会に次の役員及び職員を置く。

(1) 役員

① 会長 1名

② 副会長 3名

③ 理事 若干名

④ 監事 3名

⑤ 代議員 若干名

(2) 職員

① 主事 1名

② 幹事 若干名

(選任)

第8条 会長、副会長及び監事は、代議員会において選任する。

(理事)

第9条 理事は、会長が普通会員、賛助会員及び特別会員の中から推薦した若干名とし、代議員会の承認を得るものとする。

(代議員)

第10条 代議員は、会長が普通会員、賛助会員及び特別会員の中から推薦した若干名とする。

(職員の任免)

第11条 職員は、会長が理事会に諮って任免する。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第12条 本会に名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問は、代議員会の議決により会長が委嘱する。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、本会則所定の事項を行う。
- 4 監事は、本会の会計に関する業務執行の状況を監査し、それを代議員会に報告する。
- 5 代議員は、代議員会を組織し、本会則所定の事項を議決する。
- 6 主事は、会長の命を受けて会務一切を掌理する。
- 7 幹事は、主事を助けて、会務の執行にあたる。
- 8 名誉会長、相談役及び顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

(役員任期)

第14条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務員)

第15条 本会の事務を処理するため、必要な事務員を置くことができる。

## 第4章 会議

(総会)

第16条 会長は、毎年1回総会を招集する。ただし、会長が必要を認め、又は代議員会の決議による場合は、臨時総会を招集することができる。

2 総会は、次の事項を行う。

- (1) 会則の変更の議決
- (2) 事業計画及び収支予算の報告
- (3) 事業報告及び収支決算の報告
- (4) 教育に関する討議及び研究発表
- (5) 教育に関する講演
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(代議員会)

第17条 会長は、代議員会を招集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する会則の変更案
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任並びに理事の承認
- (5) 会費の額
- (6) 代議員発案事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(議決)

第18条 総会及び代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(理事会)

第19条 会長は、理事会を招集し、議長となり、次の事項を議決する。

- (1) 代議員会に付議すべき事項

- (2) 代議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会長の提案する事項の執行に関する事項
- (4) その他会務の執行に関する事項

## 第5章 資産及び会計

### (経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (費用弁償の額)

第22条 本会の役員及び会員が、職務のため旅行したときは、大垣市の職員等の旅費に関する条例の規定の例により、一般職の職員の旅費に相当する額を弁償する。

### (手当)

第23条 主事及び幹事には、手当を支給することができる。

2 事務員を置く場合は、これに準ずる。

## 第6章 雑則

### (細則)

第24条 本会則の施行について必要な細則は、代議員会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附 則

この会則は、昭和39年11月7日から施行する。

### 附 則

この会則は、昭和53年5月17日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成12年5月31日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成19年4月23日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成26年5月26日から施行する。

# 大垣市文教協会会則施行に関する細則

## 第1章 会員

### (名誉会員の会費)

第1条 名誉会員は、会費を負担しない。

### (会員名簿の作成)

第2条 会長は、毎年4月1日に次の事項によって会員の名簿を作成しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 職名
- (3) 住所

## 第2章 資産及び会計

### (会費の納入)

第3条 会費は、毎月分をその月の25日までに納入する。ただし、まとめて納入することができる。

### (予算運用)

第4条 本会の予算運用について、次のように定める。

- (1) 会長は、臨時又は緊急に款の追加又は更生を必要とするときは、理事会に諮ってこれを行うことができる。
- (2) 会長は、項の流用を行うことができる。

### (剰余金)

第5条 決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

### (監査)

第6条 監事は、予算経理について、年1回監査を行う。ただし、特に必要と認めるときは、さらに追加して行うことができる。

## 附 則

この細則は、昭和39年11月7日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成26年5月26日から施行する。